

ブロック塀等撤去助成制度のご案内

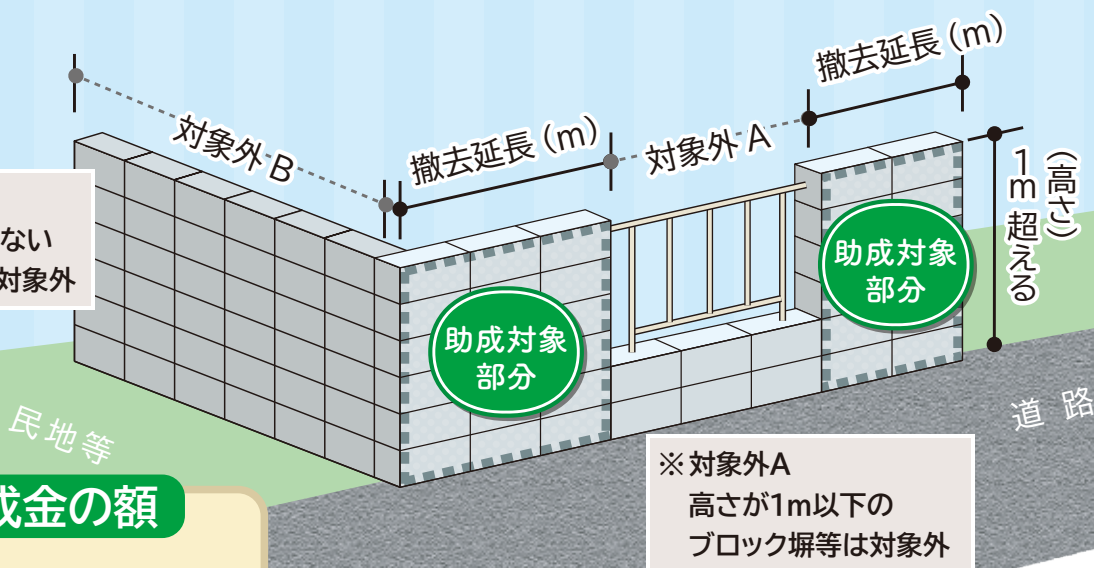
～あなたのブロック塀は大丈夫ですか？～



小金井市では、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、地震発生時に倒壊の恐れのあるブロック塀等の撤去に係る費用の一部を助成します。

【イメージ図】

※対象外B
道路に面していない
ブロック塀等は対象外



※対象外A
高さが1m以下の
ブロック塀等は対象外

◎ 助成金の額

助成対象となるブロック塀等の『撤去工事費の2/3』又は『1万円×撤去延長 (m)』のいずれか低い額を助成金額とします。ただし、『20万円を限度』とします。

◎ 助成金の交付手続き

手続きは、裏面を参照してください。

◎ 助成対象となるブロック塀等

『組積造の塀』、『補強コンクリートブロック造の塀』、『万年塀』で、次のすべての要件を満たしているものが対象となります。

- (1) 小金井市地域防災計画に位置付けられた避難路に該当する道路※1に面するもの
- (2) 道路路面からブロック塀等の上端部までの高さが1mを超えるもの（擁壁の上にあるものは擁壁の上端部からの高さが0.6mを超えるもの）
- (3) 地震発生時に倒壊の恐れがあるもの※2

※1：市内の建築基準法第42条第1項及び第2項に規定する道路、市が管理する道路、小中学校の指定通学路

※2：市の調査により倒壊の恐れがあると認められたもの

●まずは、『まちづくり推進課』にご連絡ください。

【問合せ先】 小金井市 都市整備部
まちづくり推進課 住宅係（第2庁舎5階）

☎ 042-387-9861（直通）